

令和 4 年度 第 1 2 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 5 年 3 月 2 7 日 (月) 午後 1 時 2 0 分
会 議 場 所	松伏町北部サービスセンター 多目的ホール
開 会 時 刻	午後 1 時 2 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 4 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜 佐 子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	山 崎 秀 夫	○	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○		舩 田 晃 (最適化推進委員)	○
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 日程第 2 諸報告について
 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
 日程第 5 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集計画の決定を求める件について
 日程第 6 議案第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等 (案) の決定を求める件について
 日程第 7 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について

周辺地域との関係については、田については、引き続き水稻栽培をし、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎八木委員

3月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

続いて、No.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は2ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

申請地の地目は田で面積は合計で〇〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は労力不足によるもので、譲受人は経営拡大です。

なお、売買金額は合計で〇〇〇万円、1反当たり約〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻、ネギ、ハウレンソウです。

農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、籾摺機、精米機、乾燥機、農業用車両を保有しています。

譲受人の農作業暦は40年で、その他世帯員の労働者は4人です。

また、自宅からの通作距離は1.2kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間300日、妻の〇〇さんが年間60日、母の〇〇さんが年間200日、子の〇〇さん、〇〇〇〇さんが共

に年間60日、世帯合計680日になり、年間の農作業従事日数150日以上要件は満たしています。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。

周辺地域との関係については、田については、引き続き水稻栽培をし、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

3月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

続いて、No.3の説明に入る前に、議事の都合上、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、砂川委員の退席を求めます。

(砂川委員退席)

それでは、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は3ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇の方です。

申請地の地目は田です。面積は合計で〇〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

なお、売買金額は、〇〇〇万円です。1反当たり約〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稲、露地野菜です。

農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺機、乾燥機、農業用車両を保有しています。

譲受人の農作業暦は50年で、その他世帯員の労働者は2人です。

また、自宅からの通作時間は10分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間70日、子の〇〇〇さんが年間60日、妻の〇〇〇さんが年間70日で、世帯合計200日になり、年間の農作業従事日数150日以上要件は満たしています。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。

周辺地域との関係については、田については引き続き水稲栽培、畑は野菜を栽培し、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡田委員

3月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。以上、ご審議よろしくお願ひします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それでは、石塚委員の復席を許可します。

(砂川委員復席)

日程第4

【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件について】

◎議長

続いて、日程4議案第2号農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。

No. 1 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は 4 ページです。土地利用計画図は 1 ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇〇、地目は畑、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇〇〇、地目は畑、〇〇㎡、合計で〇〇〇㎡の農地です。

また、こちらは登記簿上の面積となり実測は〇〇〇〇〇〇が〇〇〇㎡、〇〇〇〇〇〇が〇〇〇㎡です。

譲受人は〇〇〇〇〇〇に本社を構えている〇〇〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇〇さん年齢〇〇歳の方です。

転用目的は〇〇〇〇です。

転用理由について、弊社は〇〇〇〇〇〇設立の会社で設立後〇〇〇〇〇〇を生業としております。

それまでは、弊社代表者の〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇という会社に勤め、〇〇〇〇〇〇を行っておりました。そして、その〇〇〇〇〇〇の取締役と結婚し二人で円満に退職して昨年弊社を設立しました。

この度初めての試みとして、〇〇〇〇〇〇を手掛けたいと思って申請をしました。

本申請の必要性につきましては、弊社が今後〇〇〇〇〇〇するための土地を所有していないということです。

非代替性につきましては、〇〇〇〇〇〇には、ただ並べて〇〇しておくだけではなかなか売れないため常に〇〇〇〇〇〇をかかさず、〇〇〇をいい状態にしておかなければなりません。また、盗難の恐れもあるためセキュリティは当然ながら事件事故が起きた場合も代表や従業員が近くに寝泊まりしていれば対処できます。そこで先に隣の住宅を購入しました。今後はその建物を従業員の住宅として使用し、かつ一部を事務所として使用したいと思っています。

以上の理由から今回申請にいたしました。

工事期間は〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇を予定しています。

被害防除対策については、敷地外周に CB 二段積みとネットフェンスを設置して被害防除を行います。敷地内は砂利敷きです。

資金計画について、用地費〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、合計〇〇〇万円です。全額個人からの借入れで対応するとのことで、融資証明書と融資者の残高証明書が添付されています。資金計画について問題ありません。

また、登記簿上の面積と実測に相違がありますが、農地法第 5 6 条により「土地の面積は、登記簿の地積による。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の地積がない場合には、実測に基づき、農業委員会が認定したところによる。」とございます。よって農業委員会で認定されればみとめられることとなっております。なお、今回の審議のポイントとしては、土地利用が認められるかがポイントになりますのでご審議よろしくお願ひいたします。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎小島委員

3月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明の

<p>日程第 5</p>	<p>とおりに、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。 以上、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎山崎（秀）委員 登記面積と実測の面積が合わない経緯はわかりますか。</p> <p>◎事務局 この地区については、土地が伸びている箇所が多々ある地域になります。</p> <p>◎山崎会長 隣の宅地については、この会社が購入したのでしょうか。また、そこに従業員を住ませるのでしょうか。</p> <p>◎事務局 この会社の代表社員である〇〇〇〇さんの妻が購入しております。従業員の居住は今後の計画になります。</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。</p> <p>【議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 5 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定を求める件についてを上程いたします。 事務局説明願います。</p> <p>◎事務局 議案第 3 号と書かれた資料を御覧ください。 こちらは、今回利用権を設定します農用地利用集積計画です。 まず、No. 1 ～No. 5 までが新規設定の方たちです。No. 6 ～No. 24 までが再設定になります。 新規が 5 件で 9 筆 8, 295 m²、再設定が 19 件で 46 筆 37, 748 m² 合計しますと 24 件で 55 筆 46, 043 m² になります。 松伏町農業経営基盤強化に関する基本的な構想の目標は 50% で、設定後貸借比率は 24% で設定前より 0.4% のアップです。 引き続き担い手に集積集約していきたいと思っております。 説明については以上です。</p> <p>◎議長</p>
--------------	---

<p>日程第 6</p>	<p>説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 決定に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は決定されました。</p> <p>【議案第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標設定等 (案) の決定を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 6 議案第 4 号令和 5 年度最適化活動の目標設定等 (案) の決定を求める件についてを上程いたします。 事務局説明願います。</p> <p>◎事務局 議案第 4 号と書かれた資料を御覧ください。 こちらは、令和 5 年度の最適化活動の目標となります。 まず、1 ページ目です。こちらは、現在の農業委員会の状況が書かれております。現在の農業委員の定数 14 に対し実数は 14 名。最適化推進委員の定数 7 に対し実数は 7 名です。 次に農家、農地等の概要です。総農家数は 236 経営体、うち農業経営体数 144 経営体です。基幹的農業従事者数は 188 人です。認定農業者は 35 名です。総農家数、基幹的農業従事者は直近の農林業センサスに基づいております。 次に耕地面積です。田が 424ha、畑 157ha 合計で 581ha です。こちらは、直近の作付面積統計に基づいております。 次に 2 ページ目です。こちらは、農地の集積についての目標になります。まず、現状及び課題です。現在の管内の農地面積は 581ha、集積面積は 169ha、集積率は 29.1% です。課題としては、生産能力の低い農地は利用集積になりにくいです。 次に目標です。集積率 50% の目標年度は令和 12 年度です。今年度の新規集積面積は 15.3ha とし、年度末集積面積累計 184.3ha、集積率 31.7% を目標とします。 次に遊休農地の解消です。現在の 1 号遊休農地は 2.8ha うち緑区分が 2.8ha です。課題としては、非農家が相続した農地や相続未了の農地が遊休農地化しています。 次に目標です。令和 4 年度の遊休農地解消面積は 0.7ha を目標とします。 次に 3 ページ目です。新規参入の促進です。現状として、過去 3 年間で新規参入者は、個人、企業ともに 0 です。課題としては、農業経営を開始するにあたり、農地・資金・営農技術・収益性が求められることから、新規参入者の受け入れには課題が多いのが現状です。 次に目標です。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する面積を 2.7ha としました。 次に最適化活動の目標です。推進委員等が行う活動日数は月 10 日を目</p>
--------------	--

<p>日程第 7</p>	<p>標とします。</p> <p>次に活動強化月間です。令和 5 年度は 1 1 月～1 月の 3 ヶ月を活動強化月間とし、8・1 調査の結果をもとに担い手に集積を行います。また、遊休農地の所有者が希望する場合は、集積集約に向けて調整を行っていきます。</p> <p>次に新規参入相談会への参加目標です。令和 4 年度については、新型コロナウイルスの影響がありましたので行いませんでしたが、令和 5 年度は新・農業人フェアに参加したいと思います。時期については未定です。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 決定に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は決定されました。</p> <p>【報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 7 報告第 1 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>◎事務局 ・人事異動について ・年間スケジュールの配布 ・来月の総会日について ・年会費について ・活動記録について ・五反要件廃止後の農地法第 3 条について</p> <p>◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。</p> <p>◎会長代理 長時間にわたりご審議ありがとうございました。 今日は 3 月 2 7 日ということで、日本さくら協会によりますと今日はさ</p>
--------------	---

	<p>くらの日だそうです。さくらの時期は花粉の時期でもあり、私も花粉症で困っていましたが、耳鼻科に行きだしぶ楽になりました。皆さんの中でも悩んでいる方がいれば、耳鼻科に行き楽になってもらえればと思います。 本日はお疲れ様でした。</p>
--	--

午後2時40分、高橋会長代理の閉会の辞を以って終了する。
会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
